

米子市議会基本条例 検証結果報告書

平成30年3月

米子市議会 議会運営委員会

1 はじめに

米子市議会基本条例（以下「条例」という。）は、議員定数・議会改革等調査特別委員会において、平成23年3月から27回の審議と市民説明会やパブリックコメントを経て、平成26年3月26日の本会議において、可決、成立し、平成26年7月1日から施行された。

この条例は、議会は、常に市民の代表機関であることを自覚し、市民及び市長等の関係、議会及び議員の活動原則など、議会に関する基本的な事項を定めることにより、市民の負託に応え、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする条例で前文と8章16条の本文及び附則で構成されている。

この条例の第16条には、条例の検証と結果の公表、検証の結果を受け、必要に応じて、この条例の改正など適切な対応措置を講じることを規定していることから、施行から1年が経過した平成27年8月25日に議長から条例の検証の実施について提案があり、検証を行う機関をどうするのか議論を行った結果、議会運営委員会で検証を行うこととなった。

本委員会では、平成28年4月より本格的に検証を始めたが、議長の諮問により一時中断し、議員政治倫理条例の検証や議会報告会の検討を優先させたため、当初予定していた平成29年12月の期限を平成30年3月に延期し、平成29年8月より検証を再開した。

この条例の検証に当たっては、全議員から各条文に対する課題や評価意見を提出してもらい、それをもとに委員会で議論を行った。意見が分かれたところについてはさらに会派等に持ち帰るなどして協議を重ね、委員の総意により委員会としての結果をまとめたものである。

〔米子市議会基本条例 抜粋〕

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を踏まえ、市民及び市長等との関係、米子市議会（以下「議会」という。）及び米子市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則等の議会に関する基本的な事項を定めることにより、市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（検証）

第16条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうか検証し、その結果について、市民に積極的に公表するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、必要があると認めるときは、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

2 検証体制及び検証方法について

米子市議会基本条例の検証については、議会運営委員会で行い、条文ごとに検証を行い、成果、課題の抽出を行い、評価手法の検討を行った。その結果、評価はA、B、Cの3段階で行うこととし、検証の評価が困難な場合は検証対象外とすることとした。

【評価の段階】

- A：達成 … 当該条項はおおむね（8割程度）目的を達成
 B：一部達成 … 当該条項は一部（5割程度）目的を達成
 C：未達成 … 当該条項は、目的を達成できなかった（3割以下）
 ー：検証対象外 … 当該条項は、検証の対象外とする。

議会運営委員会における条例の検証の経過

年月日	協議内容
平成27年8月25日	議長より議会運営委員会に条例の検証を始めるよう提案。
平成27年12月21日	検証の機関については、今後の検討とする。
平成28年1月15日	検証の期限は平成29年12月中を目標とし、検証は今任期中1回行うことと決定。
平成28年2月22日	検証の機関は議会運営委員会とすることを決定。
平成28年4月18日	検証に当たり、全議員へ意見提出依頼。
平成28年5月18日	協議。
平成28年7月20日	協議。
平成28年8月18日	検証方法については3段階方式とし、結果を報告書にまとめることを決定。
平成28年10月3日	検証を一時中断し、議員政治倫理条例の検証を優先的に行うことを確認。
平成29年8月7日	条例の検証を再開、検証の期限を平成30年3月までに変更。
平成29年9月29日	検討結果について協議し、検討課題の抽出。
平成29年10月18日	検討課題について協議、条文ごとの評価。
平成29年11月16日	検討課題について協議、条文ごとの評価。
平成29年12月20日	検証内容の整理。
平成30年1月19日	報告書の作成について協議。
平成30年2月16日	報告書の作成について協議。
平成30年2月20日	報告書の作成について協議。

3 検証結果について

第1章 総則

条文	評価	評価内容
前文	—	(検証対象外)
第1条(目的)	—	(検証対象外)
第2条(議会の活動原則) 第1号	A	本会議のテレビ中継やインターネット中継、議会だよりの発行、政務活動費の支出の根拠となる領収書などのホームページでの公開など議会の情報を積極的に発信し、公平性及び透明性の確保に努めており、今後もさらに透明性が高まっていくように多角的に検討していくべきである。
第2号		議会報告会の実施などにより、積極的に市民の多様な意見の把握に努めている。
第3号		本会議及び委員会での議案、陳情等の審議に当たっては、議員と執行機関との質疑応答に終始している場面が大部分で、行財政改革問題等調査特別委員会の「第2次行財政改革大綱に関する議会総括」における議員同士の意見交換のほかには議論を深める場面が少なかった。現状の議会制度に基づき議論を活性化する運営方法の工夫に取り組む必要がある。
第4号		一般質問において、一問一答方式により積極的に論点や争点を明確にするよう努めており、また、本会議や委員会に配付した資料は傍聴者にも配付し議論の内容がよりわかるように取り組んでいる。

条文	評価	評価内容
第3条(議員の活動原則) 第1号 第2号 第3号	A	<p>議員間の自由な議論を重視し、議員間の議論が尽くされるよう議会の運営方法を工夫する必要がある。</p> <p>各会派又は議員において、議会報告会を開催したり、議員研修への参加や行政視察の実施など、積極的に自己の資質を高めるよう努めている。</p> <p>各議員が市民全体の福祉の向上のため積極的な議会・議員活動に努めている。</p>
第4条(会派) 第1項	A	<p>議員2人以上をもって構成する会派が5つ活動しており、本市の課題や議案等の調査研究のため、また、主要な施策に対する提言などについて、会派内で議論し、考え方や理念の共有、合意形成に取り組んでいる。</p>
第2項	A	

第2章 市民と議会との関係

条文	評価	評価内容
第5条（市民と議会との関係） 第1項	A	ホームページ、議会だよりなどにより積極的に議会の情報を発信し市民との情報の共有を推進している。また、平成26年12月定例会から定例会のテレビ中継に合わせて全ての本会議のインターネット中継配信（ライブと録画）を実施している。また、市政の諸問題に対処するため、市民と市政に関する情報及び意見交換する場として議会報告会を開催する旨、平成29年3月に議会基本条例を改正し、同年11月に議会報告会を開催した。
第2項	A	本会議及び委員会については、法令又は委員会条例に基づき全て公開しており、法令等に基づかない全員協議会についても公開している。 会議録については、本会議については、印刷製本し関係機関に送付のほかホームページで公開しているが、委員会及び全員協議会については、申し出により閲覧が可能となっている。
第3項	A	議会報告会の実施などにより、積極的に市民の多様な意見の把握に努めている。
第4項	A	請願及び陳情については、市外の方から提出があっても市民からの提案と受けとめ、これらの審議等に当たっては、これらの提出者から説明の求めがあり、委員会として判断の参考に資するため説明の必要があれば出席を求め、説明の確保に努めている。
第5条の2（議会報告会） 第1項	A	平成29年11月に市民と市政に関する情報及び意見を交換する場として議会報告会を開催した。
第2項	A	

第3章 議会と市長等との関係

条文	評価	評価内容
第6条(緊張関係の保持) 第1号	A	代表質問の1回目の質問と答弁、議案質疑とその答弁については、一括してそれぞれ行っているが、それ以外の質問と答弁については、一問一答方式により行っている。この方式により、市政上の論点や争点を明確にし、よりの確な質問と答弁になり、市民にわかりやすい議論につながっている。
第2号	A	主に、議員又は委員の質問や質疑の内容が不明な点やその趣旨、根拠等について、その内容を明らかにするような確認のための反問がほとんどである。また、執行機関の説明員は、反論や逆質問に当たり、見解を明確にし、より活発な議論になるよう努める必要がある。
第7条(重要政策の審議) 第1項	A	市長が提案した施策のうち、特に必要があると議会が認めた重要案件について、全員協議会などを開催して説明を受け、その内容を明らかにするよう求めている。
第2項	A	
第8条(政策立案機能の強化)	A	市の政策の水準の向上を図るため、議会の政策立案機能を十分に活用し、条例の提案、市長提案の議案修正、決議、提案等を行い、議会としての果たすべき役割を十分に果たしている。

第4章 委員会の活動

条文	評価	評価内容
第9条（委員会の活動） 第1項	A	<p>委員会は、本会議から付託された事件の審査に当たって、専門的に詳細審査を行い、本会議で適正な決定が行われるよう、その判断材料を提供するよう努めている。また、常任委員会は所管事務調査権限を活用し、特別委員会は特定の付議事件の審査又は調査のため設置し、それぞれその特性を生かし活動している。</p>
第2項	A	<p>委員会は、参考人制度を活用し、陳情等の提出者に説明のため出席を求め適正な審査の判断材料としているほか、常任委員会の所管事務調査や特別委員会の特定の付議事件の調査等のため、ほかの行政機関等から説明のため出席を求め積極的に調査活動を行っている。</p>
第3項	A	<p>委員会は、審査に当たって、傍聴者に対し委員配付する資料と同様の物を配布し、議論の内容が理解しやすいよう努めている。</p>

第5章 調査研究活動

条文	評価	評価内容
第10条（政務活動費） 第1項	A	政務活動費は、条例、規則及び申し合わせに基づき適正に執行されている。
第2項	A	政務活動費に関する書類については、事業報告書、収支報告書、行政視察等報告書に加え、平成29年度から政務活動費の支出の根拠となる領収書等をホームページで公開し、政務活動費の適正な運用を期すとともに、その使途の透明性の確保をより高めるよう努めている。
第3項	A	政務活動費に関する条例、規則及び申し合わせの改正に当たっては、会派又は議員間で十分検討できるよう努めている。
第11条（研修） 第1項	C	議員の任期が開始した後、前任期から引き続いて当選した議員については、制定の過程や条例の解釈や理念については、十分に認識しているということから、新たに当選した議員のみを対象としてこの条例の研修を行った。しかしながら、この条例の施行後さまざまな事例を経て、議員間でその解釈や理念の受けとめ方に違いがあることがわかったため、全議員を対象とした研修を行うべきであった。
第2項	A	議員の政策の形成及び立案に関する能力の向上を図るため、議長会が主催する研修のほか、さまざまな分野の団体が主催する研修会などを各議員に積極的に紹介することにより研修への参加を促している。
第3項	A	
第12条（議会図書室）	B	議員の調査研究に資するため、地方自治法に基づき議会図書室を設置しているが、スペースの確保や必要な図書、資料等が配置されているかなど、今後その充実に努める必要がある。

第6章 政治倫理及び定数

条文	評価	評価内容
第13条（政治倫理） 第1項	A	市民の代表として品位を損なう行為を慎み、また、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしない等、議員としての責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めているとともに、議員政治倫理条例を遵守している。
第2項	A	
第14条（定数） 第1項	—	（検証対象外）
第2項	—	議員定数の変更の検討を含め、その実績がない。 （検証対象外）
第3項	—	（検証対象外）

第7章 議会事務局

条文	評価	評価内容
第15条（議会事務局） 第1項	A	第8条の議会の政策立案機能を向上させるため、とりわけ政策を立案し議案を提案する立法機能の充実のため、全国市議会議長会など経験を有する機関と連携し、その充実に努めている。
第2項	A	

第8章 検証

条文	評価	評価内容
第16条（検証） 第1項	—	（検証対象外）
第2項	—	（検証対象外）

評価の内容

評価結果	項目数
A（達成）…8割程度目的を達成	27
B（一部達成）…5割程度目的を達成	1
C（未達成）…目的を達成できなかった（3割以下）	1
—（検証対象外）…検証の対象外とする。	7

本検証においては、検証対象外を除き約9割の条項がおおむね達成しているという評価であり、本市議会が条例の趣旨に則して活動できていると評価できる。

ただし、達成しているものについても、更に改善し、より開かれた議会を目指していく必要がある。

4 付言事項について

今回の検証において、今後、その対応が必要と思われる事項について、以下のとおり付言する。

(1) さらなる情報発信について

条例第5条第1項においては、議会は、その有する情報を積極的に発信することにより、市民との情報共有を推進するとともに、市民に対する説明責任を果たさなければならないとなっており、現状で米子市議会ホームページ、米子市議会だよりなどにより、情報発信を行っている、また本会議においてはテレビ中継に合わせてインターネット中継を行っており、一定の評価はできるが、さらなる情報発信のため、予算決算委員会（全体会）のインターネット中継や委員会の活動報告、とりわけ委員派遣をした行政視察の活動報告や議員派遣した活動報告がなされておらず、今後はホームページ等での公表を行うよう努めるべきである。

また、本会議及び委員会については、地方自治法又は委員会条例に基づき、全て公開しているが、会議録について、本会議はホームページ上で公開しているが、委員会はなされていない。今後、委員会の会議録においてもホームページ上で公開するよう努めるべきである。

(2) 条例の研修について

条例第11条第1項においては、議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、議員の任期が開始した後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならないとあるが、前任期から引き続いて当選した議員については、本条例についての制定の過程や条例の解釈や理念については十分に認識していると思われたことから、新たに当選した議員のみを対象に研修を行った。しかしながら、本条例の施行後さまざまな事例を経て、議員間でその解釈や理念の受けとめ方に違いがあることがわかったことから、次期改選後からは全議員を対象にした研修会を行うべきである。

(3) 議会図書室について

条例第12条において、議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとするがあるが、現状は十分にその役割を果たしているとは言えず、議員が調査研究に活用できるようスペースの確保や必要な図書、資料等が配置されているかなどを含め、今後その充実に努めるべきである。

(4) 条文について

条例第5条第3項、条例第14条第2項においては、地方自治法第115条の2に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用するようにとあるが、公聴会制度及び参考人制度については、主に議案、請願等の審議や審査を行う過程で行う制度であり、市民等の意見等を広く聴き政策立案や提言等に反映させるための制度ではなく、この条例と矛盾している点がある。

また、条例第9条第2号においては、委員会は、その専門性と特性をいかし、市政の諸問題について適正に判断しなければならないとあるが、以前は委員会にしか公聴会制度及び参考人制度は認められていなかったが、地方自治法改正により本会議においても認められるようになったため、委員会における専門性は薄くなったと思われる。

これらの条文について、それぞれ地方自治法や実情に合わせた形での条文を見直す必要があると思われる。

5 むすびに

このたび、本条例について条文ごとに検証を行った結果、改めて課題に気づかされたことから、条例を検証した意義があったと言える。

今回の検証結果としては、おおむね目的を達成していると評価しているが、課題もあり、条例の目的の達成を目指すために、さらに努力していかなければならないと考える。

今後も社会状況や市民のニーズ等の変化に対応していくために定期的に条例の検証を行い、必要に応じて条例の改正も検討していく必要があると考える。